

## 越前町発注工事に係る談合事件再発防止調査委員会設置要綱

平成23年12月16日

告示第35号

(趣旨)

第1条 この告示は、平成23年11月17日に福井県警の捜査を受けた越前町発注工事に係る談合（以下「談合事件」という。）に関して、事実関係及び経過を調査し、組織内部の再点検を行い、再発を防止し、職務執行の公正性の保持と公務に対する社会的信用の回復を図るため、越前町発注工事に係る談合事件再発防止調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 調査委員会は、談合事件にかかわる事実確認及び再発防止策について次の各号に掲げる事項について調査及び協議検討する。

- (1) 入札・契約事務にかかる問題点の調査・分析
- (2) 再発防止対策
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 調査委員会は3人の委員をもって組織する。

- 2 調査委員会の委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員は、町長が委嘱する。
- 5 調査委員会の下に、理事で組織する専門部会を設置するものとする。

(会議)

第4条 調査委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(関係職員の出席等)

第5条 調査委員会は、必要に応じ関係職員から事情を聴くとともに、関係書類の提出を求めることができる。

(報告)

第6条 調査終了後、委員長は、速やかに調査内容を町長に報告するものとする。

(謝礼)

第7条 調査委員の謝礼等は、別途定めるものとする。

(庶務)

第8条 調査委員会の庶務は、総務課において行う。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、第6条の規定による報告をした日をもって、その効力を失う。